

福島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例、職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例、職員の降給に関する条例、県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、福島県行政不服審査法関係手数料条例、福島県行政不服審査会条例、福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例、福島県消費生活センター条例の一部を改正する条例、福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例、福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例、福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定住宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスを改正する条例、福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例、福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例、ふくしま産業人材確保推進基金条例、福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県農業協同組合法施行条例の一部を改正する条例、福島空港条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県建築審査会条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例、福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例、福島県教育関係職員定数条例等の一部を改正する条例、福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、福島県自然の家条例の一部を改正する条例、福島県立美術館条例の一部を改正する条例、福島県立博物館条例の一部を改正する条例、福島県市町村立学校職員の降給に関する条例、福島県いじめ問題対策委員会条例、福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例及び福島県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県条例第十四号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。
第三十八条の十八第一項第一号中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号（行政手

続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、当該営業所等の名称及び所在地）に改める。

第三十九条の二十一第一項中「並びに合併前の名称」を「合併前の名称」に改め、「、事務所等の所在地」の下に「並びに法人番号（法人番号を有しない者にあつては、設立又は事務所等の設置若しくは合併の日、名称、事業目的、代表者の氏名、主たる事務所等の所在地、県内における事務所等の所在地及びその名称並びに合併前の名称、事業目的、代表者の氏名、事務所等の所在地）」を加える。

第四十条の七第一項第一号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に、「その所在地」を「、その所在地」に、「及びその代表者の氏名」を「、その代表者の氏名及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、所在地、名称及びその代表者の氏名）」に改める。

第四十二条の七第一項第二号及び第四十二条の十第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」（法人にあつては、その所在地、名称、その代表者の氏名及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、その所在地、名称及びその代表者の氏名）」に改める。

第五十八条の十四第二項第一号ア、同項第二号ア及び同項第三号ア中「及び氏名（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」（法人にあつては、その所在地、名称、その代表者の氏名及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、その所在地、名称及びその代表者の氏名）」に改める。

第七十七条第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」（法人にあつては、その所在地、名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、所在地及び名称）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九条の七の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福島県税条例（以下「新条例」という。）第三十八条の十八第一項第一号、第三十九条の二十一第一項、第四十条の七第一項第一号、第四十二条の七第一項第一号、第四十二条の十第一号、第五十八条の十四第二項第一号ア、同項第二号ア及び同項第三号ア並びに第七十七条第一号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる新条例第三十八条の十八第一項の規定による届出書の提出、新条例第三十九条の二十一第一項の規定による届出、新条例第四十条の七第一項の規定による申告書の提出、新条例第四十二条の七第一項の規定による登録申請書の提出、

新条例第四十二条の十の規定による納入申告書の提出、新条例第五十八条の十四第一項の規定による同条第二項に規定する申請書の提出又は新条例第七十七条の規定による申告書の提出について適用し、施行日前に行われた改正前の福島県税条例（以下「旧条例」という。）第三十八条の十八第一項の規定による届出書の提出、旧条例第三十九条の二十一第一項の規定による届出、旧条例第四十条の七第一項の規定による申告書の提出、旧条例第四十二条の七第一項の規定による登録申請書の提出、旧条例第四十二条の十の規定による納入申告書の提出、旧条例第五十八条の十四第一項の規定による同条第二項に規定する申請書の提出又は旧条例第七十七条の規定による申告書の提出については、なお従前の例による。

（税 務 課）

福島県条例第十五号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

福島県税特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 地方活力向上地域 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域をいう。

第九条の六の次に次の一条を加える。

（地方活力向上地域における県税の不均一課税）

第九条の七 地域再生法第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、同法第五条第一項に規定する地域再生計画（同条第四項第四号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日（平成二十七年八月十日）以後最初に公示された日）に限る。以下この条において「公示日」という。）から平成三十年三月三十一日までの間に、地域再生法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号。第一号において「地域再生法省令」という。）第二条第一号に規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課する次の各号に掲げる県税については、県税条例第三十九条の七、第四十条の四又は第九十六条の四の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める率を税率とする不均一の課税をするものとする。

一 当該新設し、又は増設した特別償却設備を事業（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に限る。）の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年

又は各事業年度の所得又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして地域再生法省令第三条で定めるところにより計算した額に対して課する事業税 次の上欄に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、県税条例第三十九条の七に規定する税率にそれぞれ当該下欄に掲げる割合を乗じて得た率

年又は事業年度	割 合
第一年又は第一事業年度	二分の一
第二年又は第二事業年度	四分の三
第三年又は第三事業年度	八分の七

二 当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税 百分の〇・四

三 当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税（初年度以降三箇年度の間課すべきものに限る。） 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に掲げる率

ア 地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業 次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる率

年 度	税 率
初年度	百分の〇・一四
第二年度	百分の〇・三五
第三年度	百分の〇・七

イ 地域再生法第十七条の二第二項第二号に掲げる事業 次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる率

年 度	税 率
-----	-----

初年度	百分の〇・一四
第二年度	百分の〇・四六七
第三年度	百分の〇・九三三

第十條中「及び第九條の六」を、「第九條の六及び第九條の七」に改める。
 第十一條中「及び第九條の六」を、「第九條の六及び第九條の七」に改め、同條の表
 個人の事業税の納税義務者の項中「又は第九條の六」を、「第九條の六又は第九條の七」
 に改め、同表法人の事業税の納税義務者の項中「又は第九條の六」を、「第九條の六又
 は第九條の七」に改める。
 第十二條第一項中「又は第九條の六第二号に」を、「第九條の六第二号又は第九條の
 七第二号に」に、「又は第九條の六」を、「第九條の六又は第九條の七」に改め、
 同條第二項中「又は第九條の六」を、「第九條の六又は第九條の七」に改める。
 附則第四條中「、第九條の四第一項、第九條の五又は第九條の六第二号に」を、「第
 九條の六第二号又は第九條の七第二号に」に、「第九條の四第一項、第九條の五又は
 第九條の六の規定の」を、「第九條の五又は第九條の六の規定の」に、「第九條の三
 第一項、第九條の四第一項、第九條の五又は第九條の六の規定中」を「又は第九條の三
 第一項の規定中」に、「第九條の六中」を「第九條の六又は第九條の七の規定中」に改
 める。

附 則
(施行期日)
第一條 この條例は、公布の日から施行し、改正後の福島県特別措置條例(以下「新
 條例」という。)第二條第十二号及び第九條の七の規定、附則第三條の規定による改
 正後の福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する條例(平成二十四年
 福島県條例第四十九号)第三條の規定並びに附則第四條の規定による改正後の福島県
 企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する條例(平成二
 十五年福島県條例第五十三号)第四條の規定は、地域再生法第五條第一項に規定する
 地域再生計画(同條第四項第四号に規定する地方活向上地域特定業務施設整備事業
 に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正
 する法律の施行の日(平成二十七年八月十日)以後最初に公示された日)に限る。)か
 ら適用する。
 (不均一課税の申請期限)

第二條 新條例第九條の七の規定の適用を受ける者に、この條例の施行の日(以下「施
 行日」という。)前に課された、又は課されるべきであった事業税又は不動産取得税
 に係る新條例第十一條に規定する申請期限は、同條の規定にかかわらず、施行日から
 起算して六十日を経過した日とする。
 (福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する條例の一部改正)

第三條 福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する條例の一部を次のよ
 うに改正する。
 第三條中「第九條の六」を「第九條の七」に改める。
 (福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する條例
 の一部改正)

第四條 福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する
 條例の一部を次のように改正する。
 第四條中「第九條の六」を「第九條の七」に改める。
 (税 務 課)

福島県條例第十六号

福島県産業廃棄物税條例の一部を改正する條例

福島県産業廃棄物税條例(平成十七年福島県條例第四号)の一部を次のように改正す
 る。

第十條第一項第一号中「及び住所」を、「住所又は本店若しくは主たる事務所の所在
 地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
 法律(平成二十五年法律第二十七号)第二條第五項に規定する個人番号をいう。以下同
 じ。)」又は法人番号(同法第二條第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個
 人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは
 主たる事務所の所在地)」に改める。
 第十五條第一項第一号中「及び住所」を、「住所又は本店若しくは主たる事務所の所
 在地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名
 又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この條例は、平成二十八年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 改正後の福島県産業廃棄物税條例(以下「新條例」という。)第十條第一項第一号
 及び第十五條第一項第一号の規定は、この條例の施行の日(以下「施行日」という。)
 以後に行われる新條例第十條第一項の規定による登録申請書の提出又は新條例第十五
 條第一項の規定による届出書の提出について適用し、施行日前行われた改正前の福
 島県産業廃棄物税條例(以下「旧條例」という。)第十條第一項の規定による登録申
 請書の提出又は旧條例第十五條第一項の規定による届出書の提出については、なお従
 前の例による。
 (税 務 課)

福島県條例第十七号

職員の分限に関する條例等の一部を改正する條例

(職員の分限に関する條例の一部改正)

第一条 職員の分限に関する条例（昭和二十六年福島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条 第一項中「免職する場合及び」を「降任し、若しくは免職する場合又は」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第二条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年福島県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第四条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第五条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十三年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

（福島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第六条 福島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年福島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 職員の退職管理の状況

第二条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（人事課）

福島県条例第十八号

職員の降給に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十七条第二項及び第二十八条第三項の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

（降給の種類）

第二条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の低位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の低位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

（降格の事由）

第三条 任命権者は、職員が降任（法第十五条の二第一項第三号に規定する降任をいう。以下同じ。）された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第二号の規定により職員のうちいずれかを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

一 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評価が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評価が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師二名によつて、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

二 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

（降号の事由）

第四条 任命権者は、職員の定期評価の全体評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

（通知書の交付）

第五条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（人事委員会規則への委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(人 事 課)

福島県条例第十九号

県議会の議員その他の非常勤の職員との公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年福島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項の表傷病補償年金の項及び同条第二項の表障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第四条第一項の表及び同条第二項の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた新条例第六条第二号に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）及び同条第三号に規定する傷病補償年金（以下「傷病補償年金」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金については、なお従前の例による。

(職員業務課福利厚生室)

福島県条例第二十号

福島県行政不服審査法関係手数料条例

(手数料の徴収)

第一条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八條第一項（法第九條第三項において読み替えて適用する場合を含む。第三條、第五條及び第六條第一項において同じ。）の規定による交付を受ける者から、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(交付の方法)

第三条 法第三十八條第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

一 法第三十八條第一項に規定する書面又は書類（以下「対象書面等」という。）の

写しの交付にあつては、当該対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

二 法第三十八條第一項に規定する電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(手数料の額)

第四条 手数料の額は、前条第一号又は第二号に掲げる交付の方法によって複写され、又は出力された用紙一枚につき十円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、三十円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙を用いるときは、片面を一枚として手数料の額を算定する。

(手数料の納付の方法)

第五条 手数料は、法第三十八條第一項の規定による交付を受ける際に、福島県収入証紙で納付しなければならない。ただし、福島県収入証紙以外の方法で手数料を納付することができるときは、審査請求として審査庁がその範囲及び手数料の納付の方法を福島県報に告示した場合において、告示された方法により手数料を納付するときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第六条 審理員は、法第三十八條第一項の規定による交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 法第九條第一項第三号に掲げる機関が審査庁である場合又は福島県の条例に同項ただし書に規定する特別の定めがある場合における前項の規定の適用については、同項中「審理員」とあるのは、「審査庁」とする。

(手数料の不返還)

第七条 既に納付された手数料は、返還しない。

(準用)

第八条 第一条から第七条まで（第六条第二項を除く。）の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、別表第一の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条 第一条から第七条まで（第五条ただし書及び第六條第二項を除く。）の規定は、法第八十一條第三項において準用する法第七十八條第一項の規定による交付について準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条 第一条から第七条まで（第六条第二項を除く。）の規定は、他の法律において法第三十八條の規定を準用する場合について準用する。ただし、他の条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による準用に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で

定める。
 (過料)
第十二条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。
附 則
 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
別表第一(第八条関係)

第一条	第三十八條第一項(法第九條第三項において読み替えて適用する場合を含む。第三條、第五條及び第六條第一項において同じ。)	第六十六條第一項において読み替えて準用する法第三十八條第一項
	第三十八條第一項(法第九條第三項において読み替えて適用する場合を含む。第三條、第五條及び第六條第一項において同じ。)	第六十六條第一項において読み替えて準用する法第三十八條第一項
第二条	前條第一号	第八條において読み替えて準用する前條第一号
第三条	第三十八條第一項	第六十六條第一項において読み替えて準用する法第三十八條第一項
第四条	前條第一号	第八條において読み替えて準用する前條第一号
第五条	第三十八條第一項	第六十六條第一項において読み替えて準用する法第三十八條第一項
第六条第一項	審査請求	再審査請求
	審査庁	再審査庁
第三十八條第一項	審査員	審査員(再審査庁が法第六十六條第一項において準用する法第九條第一項第三号に掲げる機関である場合にあつては、再審査庁)
	第三十八條第一項	第六十六條第一項において読み替えて準用する法第三十八條第一項

別表第二(第九条関係)

第一条	第三十八條第一項(法第九條第三項において読み替えて適用する場合を含む。第三條、第五條及び第六條第一項において同じ。)	第八十一條第三項において準用する法第七十八條第一項
	第三十八條第一項(法第九條第三項において読み替えて適用する場合を含む。第三條、第五條及び第六條第一項において同じ。)	第八十一條第三項において準用する法第七十八條第一項
第二条	前條第一号	第九條において読み替えて準用する前條第一号
第三条	第三十八條第一項	第六十六條第一項において読み替えて準用する法第三十八條第一項
第四条	前條第一号	第八條において読み替えて準用する前條第一号
第五条	第三十八條第一項	第六十六條第一項において読み替えて準用する法第三十八條第一項
第六条第一項	審査請求	再審査請求
	審査庁	再審査庁
第三十八條第一項	審査員	審査員(再審査庁が法第六十六條第一項において準用する法第九條第一項第三号に掲げる機関である場合にあつては、再審査庁)
	第三十八條第一項	第六十六條第一項において読み替えて準用する法第三十八條第一項

福島県条例第二十一号

福島県行政不服審査会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)第八十一條第一項の規定に基づき設置される福島県行政不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 審査会は、委員六人以内で組織する。

2 審査会の委員(以下「委員」という。)は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

(文書法務課)

第一条	第三十八條第一項(法第九條第三項において読み替えて適用する場合を含む。第三條、第五條及び第六條第一項において同じ。)	第八十一條第三項において準用する法第七十八條第一項
第二条	前條第一号	第九條において読み替えて準用する前條第一号
第三条	第三十八條第一項	第六十六條第一項において読み替えて準用する法第三十八條第一項
第四条	前條第一号	第八條において読み替えて準用する前條第一号
第五条	第三十八條第一項	第六十六條第一項において読み替えて準用する法第三十八條第一項
第六条第一項	審査請求	再審査請求
	審査庁	再審査庁
第三十八條第一項	審査員	審査員(再審査庁が法第六十六條第一項において準用する法第九條第一項第三号に掲げる機関である場合にあつては、再審査庁)
	第三十八條第一項	第六十六條第一項において読み替えて準用する法第三十八條第一項

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができない。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の身分保障)

第四条 委員は、審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする。

(委員の服務)

第五条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第六条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第七条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員の服務については、第五条の規定を準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは、「専門委員」と読み替えるものとする。

(会議)

第八条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審査会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員又は専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(部会)

第九条 審査会は、必要に応じ、審査請求に係る事件について調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員の定数は、三人とする。

3 部会に属すべき委員は、審査会が指名する。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会の会議の議長となる。

6 部会の会議は、部会長が招集する。

7 前条第三項から第五項までの規定は、部会について準用する。この場合において、前条第三項及び第四項中「審査会」とあるのは「部会」と、同条第三項中「委員の過半数」とあるのは「当該部会に属する委員の全員」と、同条第四項中「出席した」とあるのは「当該部会に属する」と、「決する」と読み替えるものとする。

8 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

(調査審議手続の併合又は分離)

第十条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人(法第八十一条第三項において準用する法第七十四条に規定する審査関係人をいう。)にその旨を通知するものとする。

(調査審議手続の非公開)

第十一条 審査会及び第九条第一項に規定する部会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第十二条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第十四条 第五条第一項(第七条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第二条第二項の規定による審査会の委員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

3 この条例の施行後最初に開催される審査会の会議は、第八条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(文書法務課)

福島県条例第二十二号

福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

福島県住民基本台帳法施行条例(平成十四年福島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。
別表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から十七の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市町村行政課)

福島県条例第二十三号

福島県消費生活センター条例の一部を改正する条例

福島県消費生活センター条例(昭和四十七年福島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「附属設備の」の下に「管理及び」を加える。

第十条中「知事が」の下に「別に」を加え、同条を第十三条とする。

第九条を第十二条とし、第四条から第八条までを三条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の三条を加える。

(消費生活センター長)

第四条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長を置く。

(消費生活相談員)

第五条 消費生活センターには、法第十条の三第一項の要件を満たす消費生活相談員を置く。

2 前項の規定により設置する消費生活相談員のうち、少なくとも一名以上は、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成二十六年法律第七十一号)附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)とする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第六条 消費生活センターは、法第八条第一項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(消費生活課)

福島県条例第二十四号

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例(平成十一年福

島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「福島市 いわき市 白河市 相馬市」を「いわき市 白河市」に、「泉崎村 中島村 棚倉町 矢祭町」を「中島村 棚倉町」に、「平田村」を「平田村 古殿町」に改める。

別表第三中「会津若松市」を「福島市 会津若松市」に、「喜多方市」を「喜多方市 相馬市」に、「矢吹町 浅川町 古殿町」を「泉崎村 矢吹町 矢祭町 浅川町」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(自然保護課)

福島県条例第二十五号

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和五十年福島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二の1の表トリクロエチレンの項中「0.03ミリグラム」を「0.01ミリグラム」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月二十一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する同条第六項に規定する特定事業場に係る排水基準の適用については、平成二十八年十月二十日までの間は、改正後の大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)別表第二の1の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前において排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)第二条に規定する方法で検定した場合の排水基準の適用については、改正後の条例別表第二の1の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(水・大気環境課)

福島県条例第二十六号

福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例(平成二十年福島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第一項に規定する拠出金の額の算定の割合についての第二条の適用については、平成

二十八年度及び平成二十九年度に限り、同条中「千分の一」とあるのは、「零」とする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(国民健康保険課)

福島県条例第二十七号

福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例（平成二十一年福島県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県条例第二十八号

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第九項中「指定地域密着型サービス基準」という。）の下に「第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県条例第二十九号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針（第百十三条・第百十四条）
第一款 この節の趣旨及び基本方針（第百十五条・第百十六条）
第二款 人員に関する基準（第百十七号条・第百十八号条）
第三款 設備に関する基準（第百十七号条・第百十八号条）
第四款 運営に関する基準（第百十九号条―第百三十号条）

目次中
第二款 人員に関する基準（第百十五号条・第百十六号条）
第三款 設備に関する基準（第百十七号条・第百十八号条）
第四款 運営に関する基準（第百十九号条―第百三十号条）

する基準

を「第五節 削除」に改める。

第七章第五節を次のように改める。

第五節 削除

第百十三号条から第百三十号条まで 削除

第百八十一条中「指定通所介護事業所、」の下に「指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第百四十五条第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第四項中「指定通所介護」の下に「又は指定地域密着型通所介護」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県条例第三十号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第百三十二条第二項中「指定居宅サービス」を「指定居宅サービス事業者」に改め、「指定居宅サービス事業者をいう。」の下に「指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）」を加え、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」の下に「指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、同条第四項第二号中「指定通所介護」の下に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第三十一号。以下この条において「改正条例」という。）附則第二条第一項及び附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正条例による改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第三項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業者をいう。又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス）の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び第九十九条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。（以下「指定通所介護事業者等」という。）に、「指定通所介護をいう。以下同じ」を「指定通所介護をいう。又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）に改め、「第二項」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第七項まで」を加える。第九十九条第五項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第一百一条第一項から第三項まで」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第一項から第三項まで」を加える。

（福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
附則第三条第二項の表を次のように改める。

第九十条第七項第三項	指定通所介護事業者（基準条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定	法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
------------	--	---

通所介護事業者等」という。）

指定通所介護（基準条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業

第九十条第九項
指定通所介護事業者等

指定通所介護等の事業

基準条例第一百一条第一項から第三項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第一項から第三項までに規定する

当該第一号通所事業

市町村の定める当該第一号通所事業の

第九十七条第三項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者

当該第一号通所事業

市町村の定める当該第一号通所事業の

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第三十一号

福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

福島県自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年福島県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第三十二号

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第五百五十一条」を「・第五百五十一条」に、「・第六十一条」を「・第六十一条」に改める。

第九十六条第一号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。」(以下「指定通所介護事業者等」という。))を加え、「指定通所介護をいう。以下同じ。」を「指定通所介護をいう。」又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))に改め、同条第二号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。))」を加え、「第百一条第一項」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号」を加え、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所の」を「指定通所介護事業所等の」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所の」を「指定通所介護事業所等の」に、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第九十七条各号列記以外の部分中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))」を「指定地域密着型サービス基準」に、「第百一条第一号において同じ」を「以下同じ」に改め、同条第一号中「登録者をいう」の下に「以下同じ」を、「通いサービス」の下に「第百五十條の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百六十條の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四條に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。))第四條第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービス」の下に「第百五十條の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百六十條の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四條第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下同じ」を「以下この号において

同じ」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては」の下に「登録定員に応じて」を加え、同条第三号中「食堂をいう」の下に「以下同じ」を加え、同条第四号中「及びこの条」を「並びにこの条」に改め、「通いサービス」の下に「第百五十條の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百六十條の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四條第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第百一十一條第一号中「通いサービス」の下に「第百五十條の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百六十條の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四條第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービスの利用定員」の下に「(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第九十七條の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百五十條の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百六十條の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援条例第五十五條の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援条例第七十二條の四において準用する指定通所支援条例第五十五條の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。))」を加える。

第百五十條第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所の」を「指定通所介護事業所等の」に、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第百五十條の次に次の一条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第百五十條の二 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合に、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第九十七條の規定により基準該当生活介護とみなされ

る通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援条例第七十二条の四において準用する指定通所支援条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数との条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援条例第七十二条の四において準用する指定通所支援条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援条例第七十二条の四において準用する

指定通所支援条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第百六十条第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第百六十条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第百六十条の二 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数との条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援条例第七十二条の四において準用する指定通所支援条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数との条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援条

例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援条例第七十二条の四において準用する指定通所支援条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等）については、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、十二人までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第九十五条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援条例第七十二条の四において準用する指定通所支援条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附 則
この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第三十三号

福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例（平成二十二年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。
一 指定大学 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（同法第九十七条に規定する大学院を除く。）をいう。）のうち知事が別に指定する大学をいう。

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
2 この条例の施行の際現に改正前の福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例（以下「改正前の条例」という。）第二条第一号に規定する指定大学に在学する者であつて改正前の条例第三条に規定する地域医療医師確保修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けているものは、改正後の福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例第三条に規定する修学資金の貸与を受けているものとみなす。
（地域医療課医療人材対策室）

福島県条例第三十四号

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成十二年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。
第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（薬 務 課）

福島県条例第三十五号

福島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。
第二十四条の三第一号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第一号」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（こども・青少年政策課）

福島県条例第三十六号

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。
 第五十四条第三項第五号、第六十条第九号及び第一百二条第八号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。
 附則に次の一条を加える。

（保育士の数の算定の特例）

第十六条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をい、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）が不足していることに鑑み、当分の間、第四十七条第三項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めざるを置かなければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（子育て支援課）

福島県条例第三十七号

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

る条例の一部を改正する条例

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

第五十五条の七見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定通所介護事業者をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」といふ。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え、「指定通所介護をいう。以下同じ。」を「指定通所介護をいう。」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」といふ。）に、「当該指定通所介護を」と改め、「当該指定通所介護等」と改め、「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。」に改め、同条第一号中「当該指定通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」といふ。）」に改め、同条第一号中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め、「機能訓練室」の下

に「（指定居宅サービスマ等基準第九十五条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」と改め、同条第二号中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」と改め、同条第三号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第五十五条の八各号列記以外の部分中「指定地域密着型サービスマの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」といふ。）」を「指定地域密着型サービスマ基準」に改め、同条第一号中「通いサービスマ、」の下に「指定障害福祉サービスマ基準条例第五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスマ若しくは指定障害福祉サービスマ基準条例第六十条の二の規定により自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスマ又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百二十二号。以下「特区省令」といふ。）第四條第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスマ」を削り、同条第二号中「通いサービスマ、」の下に「指定障害福祉サービスマ基準条例第五十条の二の規定により自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスマ若しくは指定障害福祉サービスマ基準条例第六十条の二の規定により自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスマ又は」を加え、「又は特区省令第四條第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスマ」を削り、同条第四号中「通いサービスマ、」の下に「指定障害福祉サービスマ基準条例第五十条の二の規定により自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスマ若しくは指定障害福祉サービスマ基準条例第六十条の二の規定により自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスマ又は」を加え、「又は特区省令第四條第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスマ」を削る。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（児童家庭課）

福島県条例第三十八号

福島県いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例

福島県いじめ問題調査委員会条例（平成二十六年福島県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「中学校」の下に「（義務教育学校）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（児童家庭課）

福島県条例第三十九号

ふくしま産業人材確保推進基金条例

(設置)

第一条 福島県の将来を担う産業人材の確保を図るために実施する大学生等の奨学金の返還支援に関する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、ふくしま産業人材確保推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(運用純益金の処理)

第五条 基金の管理及び運用から生じた収益の額が基金の管理及び運用に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(運用益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理及び運用から生ずる収益並びに基金の管理及び運用に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(商工総務課)

福島県条例第四十号

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の表四の項中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改め、同表五の項中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(産業人材育成課)

福島県条例第四十一号

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十一年福島県条例第百八号)の一部を次のように改正する。

本則第二号を削り、本則第三号中「第四条第五項」を「第四条第八項」に改め、同号を本則第二号とし、本則第四号から本則第七号までを一号ずつ繰り上げ、本則第八号中「、第四号、第七号、第九号、第十五号及び第十六号」を「、第五号、第十一号及び第十二号」に改め、同号を本則第七号とし、本則第九号から本則第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(農業担い手課)

福島県条例第四十二号

福島県農業協同組合法施行条例の一部を改正する条例

福島県農業協同組合法施行条例(平成十二年福島県条例第百号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第七十四条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第二項中「第七十九条」を「第六十七条」に改める。

第十一条の見出し中「、農業協同組合中央会及び」を削る。

第十二条中「第十一号から第十七号」を「第十号から第十六号まで」に、「第七十二条の十一第一項第一号」を「第七十二条の十六第一項第一号」に改め、同条第十二条の十二の八第三号を「第七十二条の二十四第三号」に改め、同条第十二条の十三第二項を「第七十二条の二十九第二項」に改め、同条第十二条の十六第四項を「第七十二条の三十二第四項」に改め、同条第十二条の十七第二項を「第七十二条の三十四第二項」に改め、同条第十二条の十八第三項を「第七十二条の三十五第三項」に改め、同条第十二条の十八の九第三項を「第七十二条の四十三第三項」に改め、同条第十二条の十八の九第四項を「第七十二条の四十三第四項」に改め、同条第十二条の十八の十を「第七十二条の四十四」に改め、同条第十二号中「第七十三条の十二」を「第七十三条の十」に改め、同条第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第九条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会（県の区域を地区とするものに限る。以下「存続中央会」という。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げるときまでの間は、改正前の福島県農業協同組合法施行条例第十二条第二項の規定は、なおその効力を有する。

一 存続中央会が解散した場合又は改正法附則第二十七条第一項の規定により解散したものとみなされた場合 清算終了の登記のとき。

二 存続中央会が改正法附則第十二条の規定により組織変更をする場合 組織変更の効力が生じるとき。

（農業経済課）

福島県条例第四十三号

福島空港条例の一部を改正する条例

福島空港条例（平成四年福島県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「午前八時三十分から午後八時」を「午前八時から午後九時」に改める。

附則第十項中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第九項中「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日」を「平成二十八年三月二十七日から平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第八項中「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日」を「平成二十八年三月二十七日から平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第七項を附則第八項とする。

附則第六項中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五項中「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日」を「平成二十八年三月二十七日から平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第四項中「前二項」を「前三項」に、「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日」を「平成二十八年三月二十七日から平成二十九年三月三十一日」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第三項の次に次の一項を加える。

4 前二項の規定にかかわらず、平成二十八年三月二十七日から平成二十九年三月三十一日までの間は、空港と沖縄島との間において航行する航空機に係る別表第一着陸料の項の規定の適用については、同項中「1及び2の金額の合計額」とあるのは「1及び2の金額の合計額に六分の一を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額に八分の一を乗じて得た金額」とする。

附 則

この条例は、平成二十八年三月二十七日から施行する。

（港湾課空港施設室）

福島県条例第四十四号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ウ、第七条第四項及び第四十七条第二号ウ中「小学校」の下に「又は義務教育学校」を加える。

別表第一の一の表福島県営御茶園団地の項を削る。

別表第二福島県営桜岡団地駐車場の項の次に次のように加える。

福島県営菅田塚団地駐車場	須賀川市	二千元
--------------	------	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項第一号ウ、第七条第四項及び第四十七条第二号ウの改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（建築住宅課）

福島県条例第四十五号

福島県建築審査会条例の一部を改正する条例

福島県建築審査会条例（昭和二十五年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「建築審査会」を削る。

第六条中「知事の定める部」を「土木部」に改め、同条を第七条とし、第二条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（委員の任期等）

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行ふ。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（建築指導課）

福島県条例第四十六号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例（昭和二十六年福島県条例第六十号）の一部を次のように

改正する。

第二十一条第二項第四号中「小学校」の下に、「義務教育学校（前期課程で使用する場合に限る。）」を加える。

第四十五条第一項中「第百二十九条の第二項」を「第百二十九条第二項」に、「第百二十九条の二の第二項」を「第百二十九条の第三項」に改め、「小学校」の下に「及び義務教育学校（前期課程で使用する場合に限る。）」を加え、同条第二項中「第百二十九条の二の第二項」を「第百二十九条の第三項」に改める。

第四十七条の三の表一の項中

に改める。

に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年六月一日から施行する。ただし、第二十一条第二項第四号の改正規定及び第四十五条第一項の改正規定（「小学校」の下に「及び義務教育学校（前期課程で使用する場合に限る。）」を加える部分に限る。）については、平成二十八年四月一日から施行する。

（建築指導課）

福島県条例第四十七号

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例

（手数料の徴収）

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第五条第一項、第二項又は第三項の規定に基づく認定及び法第八条第一項の規定に基づく変更の認定の申請者から、この条例に定めるところにより手数料を徴収する。

（新築の長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る手数料の額）

第二条 新築に係る法第五条第一項から第三項までの規定による同条第一項に規定する

一万四千元	を	一万八千円
七千円	を	一万八千円（小荷物専用昇降機に係るものにあつては、七千円）
一万四千元（小荷物専用昇降機に係るものにあつては、七千円）	を	七千円（小荷物専用昇降機に係るものにあつては、四千円）

長期優良住宅建築等計画（以下単に「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請者から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 申請に併せて知事が指定する機関が作成した法第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）第四条第一号の一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）	当該二戸建ての住宅二戸につき八、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等（省令第四条第二号の共同住宅等をいう。以下同じ。）	当該共同住宅等一棟につき一四、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき二二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき三一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき五七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき九六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一五六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一九二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき二〇四、〇〇〇円

二 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。

以下「品確法」という。) 第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書が提出された場合、次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき一七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき五六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき八九、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十二戸以上三十戸以下の共同住宅等	一棟の総住戸数が十二戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一六五、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき二八〇、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき四三〇、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百二戸以上二百戸以下の共同住宅等	一棟の総住戸数が百二戸以上二百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき七八一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一、〇六四、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一、二八七、〇〇〇円

三 前二号以外の場合、次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき四、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一〇三、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一六三、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき三二〇、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき五七一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき九八〇、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百二戸以上二百戸以下の共同住宅等	一棟の総住戸数が百二戸以上二百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一、八一二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき二、五八七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき三、一六九、〇〇〇円

(新築の長期優良住宅建築等計画の変更認定申請に係る手数料の額)
第三条 新築に係る法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 一 長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分について申請に併せて知事が指定する機関が作成した法第六条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合、次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十二戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 二九、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 四八、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百二戸以上二百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 七八、〇〇〇円
一棟の総住戸数が二百二戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 九六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百二戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一〇二、〇〇〇円

二 長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分について申請に併せて品確法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書が提出された場合、次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき九、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき二八、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき四五、〇〇〇円

三 前二号以外の場合、次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 八三、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一四一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 二一五、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百二戸以上二百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 三九一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が二百二戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 五三三、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百二戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 六四四、〇〇〇円

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき二二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき五二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき八二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一六〇、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき二八六、〇〇〇円

一棟の総住戸数が五十二戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 四九〇、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百二戸以上二百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 九〇六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一、二九四、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一、五八五、〇〇〇円

第四条 (増築又は改築の長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る手数料の額)
 増築又は改築に係る第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請者から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 申請に併せて知事が指定する機関が作成した法第六条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一九、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 三三、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 四六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 八三、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一四二、〇〇〇円

二 前号以外の場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

一棟の総住戸数が百二戸以上二百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 二二二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 二八五、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 三〇四、〇〇〇円
住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき 六六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一五二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 二四二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 四七六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 八五一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一、四六一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 二、七〇二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 三、八五九、〇〇〇円

一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等

当該共同住宅等一棟につき
四、七二七、〇〇〇円

第五条 増築又は改築に係る法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分について申請に併せて知事が指定する機関が作成した法第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一〇、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき二二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき四二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき七一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一一六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一四三、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき

一五二、〇〇〇円

二 前号以外の場合 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき三三、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき七六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一二一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき二三八、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき四二六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき七三一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一、三五一、〇〇〇円
一棟の総住戸数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一、九三〇、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき二、三六四、〇〇〇円

（譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定申請に係る手数料の額）

第六条 法第九条第一項の規定により譲受人を決定した場合における法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者から徴収する手数料の額は、申請一件につき二、〇〇〇円とする。

(手数料の額の加算)

第七条 第二条から前条までの規定にかかわらず、法第六条第二項(法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による審査の申出をする場合における手数料の額は、第二条から前条までに定める額に、福島県建築基準法施行条例(昭和二十六年福島県条例第六十号)第四十七条の二第一項に定める額を加算した額とする。

(手数料の納付方法)

第八条 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

(手数料の不返還)

第九条 既に納付された手数料は、返還しない。

(過料)

第十条 詐欺その他の不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円)以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 (福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の廃止) 福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例(平成二十一年福島県条例第四十九号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第二条の規定により徴収した手数料は、この条例第二条から第七条までの規定により徴収した手数料とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(建築指導課)

福島県条例第四十八号

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例

(手数料の徴収)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)第二十九条第一項及び第三十六条第一項の規定に基づく認定並びに第三十一条第一項の規定に基づく変更の認定の申請者から、この条例に定めるところにより手数料を徴収する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 住宅部分 法第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。
- 二 非住宅部分 法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。
- 三 複合建築物 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年 経済国土

産業省 令第一号。以下「省令」という。)第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。

四 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。

五 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

(手数料の額)

第三条 手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第二十九条第一項の規定による同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下単に「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)の認定の申請者(以下「認定申請者」という。)から徴収する場合 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が当該申請に係る建築物が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書類で規則で定めるもの(以下「適合証等」という。))を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄)に定める額

評価する部分	評価基準	区分	
		床面積等	手数料の額 適合証等を添付した場合の手数料の額
非住宅部分	標準入力法・主要室入力法(省令第八号第一号イ(一)及び同号ロ(一))に規定する基準をいう。次号において同じ。	三百平方メートル未満	二五二、〇〇〇円
		三百平方メートル以上二百平方メートル未満	四〇七、〇〇〇円
		二千平方メートル以上五千平方メートル未満	五八〇、〇〇〇円
		五千平方メートル以上一萬平方メートル未満	七二五、〇〇〇円
		一萬平方メートル以上二萬五千平方メートル未満	八四五、〇〇〇円
		二萬五千平方メートル以上	九六四、〇〇〇円
			一一、〇〇〇円
			三〇、〇〇〇円
			八九、〇〇〇円
			一四一、〇〇〇円
			一七八、〇〇〇円
			二三二、〇〇〇円

住宅部 分	性能基準 (省令第 八条第二 号に規定 する基準 をいう。 次号にお いて同じ。)												
	モデル建 物法(省 令第八条 第一号イ (二)及 び同号ロ (二)に 規定する 基準をい う。次号 において 同じ。)	三百平方メートル未満	三百平方メートル以上二 千平方メートル未満	二千平方メートル以上五 千平方メートル未満	五千平方メートル以上一 万平方メートル未満	一万平方メートル以上二 万五千平方メートル未満	二万五千平方メートル以 上	一戸建ての住宅で二百平 方メートル未満	一戸建ての住宅で二百平 方メートル以上	共同住宅等で二百平方メ ートル未満	共同住宅等で二百平方メ ートル以上二千平方メー トル未満	共同住宅等で二千平方メ ートル以上五千平方メー トル未満	共同住宅等で五千平方メ ートル以上
		九七、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	二六二、〇〇〇円	三四一、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	四八一、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	七七、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円	二二七、〇〇〇円	三二一、〇〇〇円
		一一、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	八九、〇〇〇円	一四一、〇〇〇円	一七八、〇〇〇円	二二二、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一三三、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	八九、〇〇〇円

二 法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認
定の申請者(以下「変更認定申請者」という。)から徴収する場合、次の表の上欄

モデル建 物法	標準入力 法・主要 室内力法										評価す る部分	区 分	手数料の額 た場合の手数料の 額	適合証等を添付し た場合の手数料の 額			
	三百平方メートル未満	三百平方メートル以上二 千平方メートル未満	二千平方メートル以上五 千平方メートル未満	五千平方メートル以上一 万平方メートル未満	一万平方メートル以上二 万五千平方メートル未満	二万五千平方メートル以 上	一戸建ての住宅で二百平 方メートル未満	一戸建ての住宅で二百平 方メートル以上	共同住宅等で二百平方メ ートル未満	共同住宅等で二百平方メ ートル以上二千平方メー トル未満					共同住宅等で二千平方メ ートル以上五千平方メー トル未満	共同住宅等で五千平方メ ートル以上	床面積等
	四九、〇〇〇円	八一、〇〇〇円	一三一、〇〇〇円	一七一、〇〇〇円	二〇五、〇〇〇円	四八二、〇〇〇円	四三三、〇〇〇円	三五八、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円	二〇四、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
	六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	七一、〇〇〇円	八九、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	八九、〇〇〇円	七一、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円

に掲げる区分に応じ、同表の中欄(変更認定申請者が適合証等を添えて当該認定の
申請をする場合にあっては、下欄)に定める額

非住宅部分	評価する部分	評価基準	区分	住宅部	
				性能基準	区分
法・主要 室入力法 (省令第 一条第一 項第一号)	標準入力	三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	床面積等	二万五千平方メートル以上	二四一、〇〇〇円
				二万五千平方メートル以上	二二一、〇〇〇円
法・主要 室入力法 (省令第 一条第一 項第一号)	三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 五 二、 〇〇〇 円	手数料の額	二四一、〇〇〇円	二二一、〇〇〇円
				二二一、〇〇〇円	二〇一、〇〇〇円
法・主要 室入力法 (省令第 一条第一 項第一号)	三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 五 二、 〇〇〇 円	適合証等を添付した場合の手数料の額	二〇一、〇〇〇円	一八一、〇〇〇円
				一八一、〇〇〇円	一六一、〇〇〇円
法・主要 室入力法 (省令第 一条第一 項第一号)	三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 五 二、 〇〇〇 円	適合証等を添付した場合の手数料の額	一六一、〇〇〇円	一四一、〇〇〇円
				一四一、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円
法・主要 室入力法 (省令第 一条第一 項第一号)	三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 五 二、 〇〇〇 円	適合証等を添付した場合の手数料の額	一二一、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円
				一〇一、〇〇〇円	八十一、〇〇〇円
法・主要 室入力法 (省令第 一条第一 項第一号)	三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 五 二、 〇〇〇 円	適合証等を添付した場合の手数料の額	八十一、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
				六一、〇〇〇円	四十一、〇〇〇円
法・主要 室入力法 (省令第 一条第一 項第一号)	三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満	二 五 二、 〇〇〇 円	適合証等を添付した場合の手数料の額	四十一、〇〇〇円	二十一、〇〇〇円
				二十一、〇〇〇円	〇一、〇〇〇円

三 法第三十六条第一項の規定による同項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請者(以下「適合認定申請者」という。)から徴収する場合、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄(適合認定申請者が適合証等を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄)に定める額

住宅部	性能基準(省令第一号第一項第二号イ(一)及び同号ロ(一)に規定する基準をいう。)	モデル建物法(省令第一号第一項第一号ロに規定する基準をいう。)	
		性能基準	区分
住宅部	性能基準(省令第一号第一項第二号イ(一)及び同号ロ(一)に規定する基準をいう。)	千平方メートル未満	九七、〇〇〇円
		千平方メートル以上二万平方メートル未満	一六二、〇〇〇円
住宅部	性能基準(省令第一号第一項第二号イ(一)及び同号ロ(一)に規定する基準をいう。)	二万平方メートル以上二万五千平方メートル未満	二六二、〇〇〇円
		二万五千平方メートル以上	三二二、〇〇〇円
住宅部	性能基準(省令第一号第一項第二号イ(一)及び同号ロ(一)に規定する基準をいう。)	千平方メートル未満	九七、〇〇〇円
		千平方メートル以上二万平方メートル未満	一六二、〇〇〇円
住宅部	性能基準(省令第一号第一項第二号イ(一)及び同号ロ(一)に規定する基準をいう。)	二万平方メートル以上二万五千平方メートル未満	二六二、〇〇〇円
		二万五千平方メートル以上	三二二、〇〇〇円
住宅部	性能基準(省令第一号第一項第二号イ(一)及び同号ロ(一)に規定する基準をいう。)	千平方メートル未満	九七、〇〇〇円
		千平方メートル以上二万平方メートル未満	一六二、〇〇〇円
住宅部	性能基準(省令第一号第一項第二号イ(一)及び同号ロ(一)に規定する基準をいう。)	二万平方メートル以上二万五千平方メートル未満	二六二、〇〇〇円
		二万五千平方メートル以上	三二二、〇〇〇円
住宅部	性能基準(省令第一号第一項第二号イ(一)及び同号ロ(一)に規定する基準をいう。)	千平方メートル未満	九七、〇〇〇円
		千平方メートル以上二万平方メートル未満	一六二、〇〇〇円
住宅部	性能基準(省令第一号第一項第二号イ(一)及び同号ロ(一)に規定する基準をいう。)	二万平方メートル以上二万五千平方メートル未満	二六二、〇〇〇円
		二万五千平方メートル以上	三二二、〇〇〇円

「一八、三三三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県条例第五十号

福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

部を改正する条例

福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年福島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(職員課)

福島県条例第五十一号

福島県自然の家条例の一部を改正する条例

福島県自然の家条例（昭和五十年福島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「規定する」の下に「義務教育学校、」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(社会教育課)

福島県条例第五十二号

福島県立美術館条例の一部を改正する条例

福島県立美術館条例（昭和五十九年福島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「及び小学生」を「、小学生及びこれらに準ずる者」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(社会教育課)

福島県条例第五十三号

福島県立博物館条例の一部を改正する条例

福島県立博物館条例（昭和六十一年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表中「及び小学生」を「、小学生及びこれらに準ずる者」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(社会教育課)

福島県条例第五十四号

福島県市町村立学校職員の降給に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十三条第三項の規定に基づき、職員（福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）第四条の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける市町村立学校職員をいう。以下同じ。）の意に反する降給に必要事項を定めるものとする。

(降給の種類)

第二条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の低位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の低位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

(降格の事由)

第三条 任命権者は、職員が降任（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第一項第三号に規定する降任をいう。以下同じ。）された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第二号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

一 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評価が最下位の段階である場合（次条において一定期評価の全体評価が最下位の段階である場合）という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師二名によつて、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合
ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）
二 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第四条 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第五条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(人事委員会規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(義務教育課)

福島県条例第五十五号

福島県いじめ問題対策委員会条例

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。)第十四条第三項の規定に基づき、福島県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として福島県いじめ問題対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。

- 一 福島県内の県立の学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。))をいう。(以下「県立学校」という。)におけるいじめの防止等(法第一条に規定するいじめの防止等をいう。)のための対策について調査審議すること。
- 二 県立学校に係る法第二十四条に規定する調査を行うこと。
- 三 県立学校に係る法第二十八条第一項に規定する調査を行うこと。

(組織)

第三条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第四条 委員会の委員及び臨時委員は、教育、法律、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員が調査の対象となる事項に係る者又は調査の実施に影響がある者と判明したときは、教育委員会は、当該臨時委員を解任することができる。

5 臨時委員は、当該特別の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、教育委員会教育長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、委員が調査の対象となる事項に密接な関係がある者であると認められるときは、当該委員を会議に参加させないことができる。

6 委員会は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。(会議の非公開)

第七条 委員会の会議は、これを公開しない。

(秘密の保持)

第八条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。(庶務)

第九条 委員会の庶務は、福島県教育庁において処理する。(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行後最初に開催される委員会の会議は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。(高校教育課)

福島県条例第五十六号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例（昭和二十九年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「二四五人」を「二四六人」に、「一、九二四人」を「一、九三五人」に、「一、〇〇八人」を「一、〇一四人」に、「五〇四人」を「五〇二人」に、「三、七九八人」を「三、八一四人」に改める。

附則第二項を削る。

附則第三項中「平成二十八年四月一日から」を削り、同項の表中「二五六人」を「二五七人」に、「二、〇七一人」を「二、〇八二人」に、「一、〇八六人」を「一、〇九二人」に、「五〇四人」を「五〇二人」に、「四、〇三八人」を「四、〇五四人」に改め、同項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（警 務 課）

福島県条例第五十七号**福島県暴力団排除条例の一部を改正する条例**

福島県暴力団排除条例（平成二十三年福島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校（後期課程に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（組織犯罪対策課）